

申請手続 Q & A

Q1 パソコンやスマートフォンを持っておらず、電子申請ができない場合や電子申請が難しい場合は、どうすればよいでしょうか。

A 電子申請ができない場合、紙（申請書）での申請ができます。
ホームページから申請書類をダウンロード・印刷し、生徒が在籍する学校へ提出してください。
ダウンロード・印刷ができない場合は、県教育委員会に御連絡ください。

Q2 親権者の一方が海外赴任のため日本国内で住民税を課されておらず、もう一方の親権者については市町村民税所得割が非課税である場合は、奨学給付金を申請することができますか。

A 親権者の一方又は双方が海外赴任のため日本国内で住民税を課されていない場合は、奨学給付金を申請することはできません。

Q3 奨学給付金を申請する際に、課税期日（本年1月1日）に住所のあった市区町村へ住民税の申告を行っていない場合はどうなりますか。

A 奨学給付金の審査においては、生活保護（生業扶助）受給世帯を除き、保護者等全員が非課税であることを確認しています。

住民税の申告をされていない方は、県教育委員会において、住民税課税情報を取得することができず、認定遅れや給付金を支給できない場合もありますので、事前に、課税期日（本年1月1日）に住民票登録をされていた市区町村の窓口で、住民税の申告手続きを行ってください。

Q4 税額の更正により令和5年度以前の住民税が非課税となりました。この場合、遡って奨学給付金の申請手続が可能ですか。

A 奨学給付金は、年度を遡って受給申請をすることはできません。